

人権の歴史と日本国憲法 2

<日本国憲法 2 >

国民主権と天皇

主権 : 国の政治のあり方を最終的に決定する権限

① : 前文と第1条に書かれる

大日本帝国憲法では主権は② → 日本国憲法では主権は③

天皇

天皇は、日本国の④ であり、日本国民統合の④

➤ 天皇は主権者ではなく、政治についての決定権はもたない。

➤ 憲法の定める⑤ のみ行う。← 内閣の⑥ と⑦ が必要

⑤ とは

- 内閣総理大臣の任命
- 最高裁判所長官の任命
- 法律の公布
- 国会の召集
- 衆議院の解散
- 栄典の授与
- 外国大使の接受

天皇が決めるのではなく、形式的・儀礼的な行為で責任を取るのは⑧

憲法の改正

* 憲法は国の最高法規だから簡単には改正出来ない。

憲法改正の手続き

憲法改正案

◆ ① の提案 ② の提案

↓

憲法改正案

↓

国会の発議

◆ 衆議院・参議院の各院において総議員の③ 以上の賛成が必要

↓

④

◆ 国民の⑤ の賛成が必要

◆ 2010年 ④ 法が施行（有権者は18歳以上の男女）

平和主義

憲法9条

1項

「日本国民は正義と秩序を基調とする① 誠実に希求し、国権の発動たる② と、③ による^{いかく}威嚇又③ の行使は、④ を解決する手段としては永久にこれを⑤ する。」

2項

「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の⑥ はこれを保持しない。国の⑦ 権はこれを認めない。」

自衛隊と憲法9条

1950年 朝鮮戦争

GHQは日本政府に対し、⑧ の創設を支持。

1952年 ⑧ は⑨ になる。

1954年 ⑨ は⑩ になる。

◆ 自衛隊の合憲性についての政府の見解

主権国家には自衛権があり、憲法は自衛のための必要最小限の⑪ を持つことは禁止していない。

自衛隊には現役の軍人ではない人による ⑫ 制（シビリアン・コントロール）というしくみが取られている。

これにより自衛隊の最高指揮官徳権は⑬ が持っている。

1951年 ⑭ が結ばれる

- 他国が日本の領土を攻撃してきたとき日本の防衛で共同して対応。
- 見返りとして、日本はアメリカ軍が日本の領域内に駐留^{ちゅうりゅう}することを認める。
 - 日本全国の米軍基地施設全体のうち、⑮ %が沖縄に集中
 -

1971年 日本は沖縄の本土復帰に備えて 核兵器に関する原則を決定

核兵器を「持たず、つくり、⑯ 」という⑰ を示す。

冷戦終結後、地域紛争が激化。

1992年 ⑱ (国際平和維持活動) 協力が制定される。

- カンボジア、モザンビーク、東ティモールなどへ、立て続けに自衛隊の海外派遣が行われる。

解 答

*表記法は教科書で確認してください。

国民主権と天皇

- ①国民主権 ②天皇 ③国民 ④象徴 ⑤国事行為 ⑥助言 ⑦承認
- ⑧内閣

憲法の改正

- ①内閣 ②国会議員 ③3分の2 ④国民投票 ⑤過半数

平和主義

- ①国際平和 ②戦争 ③武力 ④国際紛争 ⑤放棄 ⑥戦力 ⑦交戦
- ⑧警察予備隊 ⑨保安隊 ⑩自衛隊 ⑪実力 ⑫文民統治 ⑬内閣総理大臣
- ⑭日米安全保障条約 ⑮75 ⑯持ち込ませず ⑰非核三原則